

にしみたか学園三鷹市立第二中学校PTA会則

第一章 名 称

第1条 本会は、にしみたか学園三鷹市立第二中学校PTA（略称、三鷹二中PTA）と言い、事務所を同校内（三鷹市野崎3-14-1）に置く。

第二章 目 的

第2条 本会は、次の諸項目の達成を目的とする。

- ① 家庭、学校および社会における生徒の厚生福祉を増進し、保健衛生状態の向上に努める。
- ② 生徒の教育について、保護者と教師とが協力し家庭と学校の間を緊密にする。
- ③ 保護者と教師の教養を高め、教育に対し保護者の理解を高める。
- ④ 学校の教育的環境の整備を図り、生徒の生活環境の改善を図る。
- ⑤ 学校施設の充実に協力する。
- ⑥ その他必要と認められる事項。

第三章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主的団体であって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。

第4条 本会は、非営利的、非宗教的、非党派的であって、本会の名称や役職名を、営利関係、党派関係に利用しない。

第5条 本会は、教育問題について研究し、教育活動を助けるために意見を交換し、参考資料を提出するが、直接に、学校の管理や教師の人事に干渉するものではない。

第6条 本会は、国および公共団体の適当な教育予算の充実に努めるため努力する。

第四章 会 員

第7条 本会の会員になることができる者は次のとおりとする。

- ① にしみたか学園三鷹市立第二中学校（以下「本校」という。）に在籍する生徒の保護者又はこれに代わる者（以下「保護者」という。）
- ② 本校に勤務する教員

第8条 この会への入会および退会は任意とし、会員は全て平等の権利及び次の義務を有する。

- ① 会員は会費を納める。
- ② 会費は保護者については本校に在籍する生徒の数にかかわらず1家庭1口とし、教員については1人1口とする。
- ③ この会への入会および更新の意思の確認は、年1回のPTA加入確認にて行う。
- ④ 会員の生徒が転学した時は退会したものとする。
- ⑤ 最終学年の会員の身分は、次年度総会終了時まで継続されるものとする。但し、その期間中の会費は徴収しない。

第五章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長1名（保護者）
- ② 副会長3～5名（保護者2～4名、副校長）
- ③ 書記3名（保護者2名、教員1名）
- ④ 会計2名（保護者）
- ⑤ 会計監査3名（原則として前年度役員から2名、教員1名）

第10条 役員の任期は一カ年とし、再任は差し支えない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員の選出は次の如くする。

- ① 選挙に関する業務は、選挙管理委員が行う。
- ② 選挙の方法は、その都度選挙管理委員が決める。
- ③ 全会員の無記名投票とする。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を総理すると共にPTA連合会常務理事会へ出向する。
- ② 会長は、総会・運営委員会を招集し、運営委員会の議長となる。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれに代わる。
- ④ 書記は、総会および運営委員会の議事を記録し、各種会合について通知する。
- ⑤ 会計は、予算の立案、決算の報告、金銭の出納ならびにその記録を掌る。
- ⑥ 会計監査は、会計の記録の検討を行う。

第六章 委員

第13条 本会に次の委員を置くことができる。

- ① 運営委員
- ② 学年委員
- ③ 教養・総務委員
- ④ 広報委員
- ⑤ 校外地区委員
- ⑥ 選挙管理委員
- ⑦ PTA連合三専門委員

第14条 委員および、委員長・副委員長の選出は次のとおりとする。

- ① 各委員の選出は、毎年4月に行う。
- ② 各委員の保護者より、委員長1名、副委員長1名を選出する。

第15条 運営委員は次の人により構成する。

- ① 役員（会計監査を除く）
- ② 各委員長、副委員長（ただし、選挙管理委員長、副委員長はこれにあたらず）

- ③ 教員より若干名

第16条 学年委員は次の人により構成する。

- ① 学級毎に選出された保護者（各学級2名程度）
- ② 学年所属の教員

第17条 校外地区委員は次の人により構成する。

- ① 学年毎に選出された保護者（各学級数程度）
- ② 教員より若干名

第18条 その他の委員（教養・総務委員、広報委員）は次の人により構成する。

- ① 学年毎に選出された保護者（各学級数程度）
- ② 教員より若干名

第19条 選挙管理委員は次の人により構成する。

- ① 1、2年生の学年毎に選出された保護者（1、2年生から合わせて4名以上、学級数と同人数程度まで）
- ② 教員より1名
- ③ 選挙管理委員は役員候補となることができない

第20条 各地区青少年対策委員、交通安全対策委員、西部地区住民協議会委員は、校外地区委員より各出向団体の状況に応じ適切な人数を選出する。

第21条 PTA連合三専門委員会への出向2名については、1年生保護者より選出する。

第七章 会 議

第22条 本会に次の会議を設けることが出来る。

- ① 総会 ② 運営委員会 ③ 学級会 ④ 学年委員会 ⑤ 校外地区委員会
- ⑥ 教養・総務委員会 ⑦ 広報委員会

第23条 総会は、本会の最高決議機関であって、次の事項を決定する。

- ① 会則および規約の制定ならびに変更
- ② 役員を選出
- ③ 予算・決算および事業計画の審議決定

第24条 総会は、毎年4～5月頃に定例総会を、必要に応じて臨時総会を招集することが出来る。

第25条 運営委員会は、運営委員からなる。

第26条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関で、次のことを決める。

- ① 総会に提出する議案の作成および検討
- ② 事業計画案・予算案
- ③ 細則および規定の制定ならびに変更

- 第27条 学級会は、各学級の全会員をもってし、生徒の教育に協力し、学級の教育的環境の整備を図るなど、本会の目的を遂行するために、各学級の学年委員がこれを招集する。
- 第28条 学年委員会は、各学年別の学年委員をもってし、生徒の教育に協力し、学年の教育的環境の整備を図るなど、本会の目的を遂行するために必要な事業を企画運営する。
- 第29条 校外地区委員会は、会員の協力を得て、生徒の教育に協力し、地区における環境の改善、校外生活の向上のために必要となる事業を企画運営する。
- 第30条 教養・総務委員会は、会員の教養を深めるために必要な事業の企画運営、および、総会の準備、他の委員会に属さない庶務的会務を行う。
- 第31条 広報委員会は、会報『まつかぜ』の発行などの広報活動を行う。
- 第32条 会議の成立は、構成員の二分の一以上の出席を必要とし、決議は、出席数の過半数をもって決定する。ただし、委任状による出席を認める。

第八章 会 計

- 第33条 本会の経費は、会費・事業収入・自発的な寄付金およびその他の収入をもって支弁する。
- ① 保護者の会員については、会費は1家庭あたり年額1400円（保険料含む）とする。徴収方法は、一括徴収とする。ただし、転入に伴う入会については、次に定める期間に応じたの金額を転入時に徴収とする。
- 1 学期中の転入：1100円
 - 2 学期中の転入：700円
 - 3 学期中の転入：300円
- 転出および退会の際の返金はしない。
- ② 卒業関連費については、3学年に在籍する全生徒1名あたり1200円を徴収する。徴収方法は、一括徴収とする。徴収後、卒業式前に転出する場合は全額を返金する。
- ③ 教員の会員については、会費は1名あたり年額1400円とする。徴収方法は、一括徴収とする。ただし、期中の入会については、次に定める期間に応じたの金額を入会時に徴収とする。
- 1 学期中の入会：1100円
 - 2 学期中の入会：700円
 - 3 学期中の入会：300円
- 転出および退会の際の返金はしない。
- 第34条 本会の会員の弔事見舞金については、別紙のPTA弔事見舞金支出規定に定めるものとする。
- 第35条 本会の会費は、出来るだけ少額にすることに努め、毎年、総会において定める。
- 第36条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第九章 学 校 長

第37条 学校長は、役員および委員の中には入らないが、いずれの会議にも出席し発言することが出来る。

付 則

第1条 本会則は、総会において、出席者の三分の二の同意を得なければ変更できない。

第2条 本会則は、昭和28年6月より実施する。

昭和61年5月一部改正
昭和63年5月一部改正
平成5年5月一部改正
平成11年5月一部改正
平成13年5月一部改正
平成14年5月一部改正
平成17年5月一部改正
平成18年5月一部改正
平成19年1月一部改正
平成20年1月一部改正
平成20年7月一部改正
平成25年2月一部改正
平成25年5月一部改正
平成27年5月一部改正
平成28年5月一部改正
平成30年5月一部改正
令和元年5月一部改正
令和2年5月一部改正
令和3年4月一部改正
令和4年4月一部改正

第3条 本会の運営に必要な細則および規定は別に定める。

にしみたか学園三鷹市立第二中学校PTA個人情報取扱規定

第一章 目的

第1条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」とする）の規定に基づき、にしみたか学園三鷹市立第二中学校PTA（以下「この会」とする）が保有する個人情報を保護し、PTA活動の円滑な運営を図るため、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」とする）の取扱について定めるものとする。

第二章 責務

第2条 この会は、PTA活動において保有する個人情報の適正な取扱を確保し個人情報の保護に努める。

第三章 管理者

第3条 この会における個人情報データベースの管理者は会長とする。

第四章 取扱者

第4条 この会における個人情報データベースの取扱者はPTA役員およびPTA各委員とする。

第五章 秘密保持義務

第5条 個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第六章 収集方法

第6条 この会は、個人情報を収集するときにはその収集に際し、事前にその個人情報の利用目的を定め、本人に明示し、あらかじめ本人同意を得るものとする。

第七章 利用

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- ① 会費集金、管理、その他の文書の送付
- ② 会員名簿、委員会名簿の作成

第八章 利用目的による制限

第8条 この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはいけない。

第九章 管理

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会のもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第十章 保管及び持ち出し等

第10条 個人情報データベースを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなどの適切な状態を維持し、パスワードをかけるなどして適切に保管する。

第十一章 第三者への提供の制限

第11条 個人情報は、次の場合を除きあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

第十二章 第三者提供の係る記録の作成等

第12条 個人情報を第三者（前条各号に掲げる場合並びに国の機関及び地方公共団体を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 提供した年月日
- ② 第三者の氏名及び住所（法人の場合は名称と所在地）
- ③ 提供する対象者の氏名その他対象者を特定するに足る事項
- ④ 提供する情報の項目
- ⑤ 対象者の同意を得ている旨

第十三章 第三者提供を受ける際の確認等

第13条 第三者（国の機関及び地方公共団体を除く）から個人情報の提供を受けるときは、第11条各号に掲げる場合を除き、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 提供を受ける年月日
- ② 第三者の氏名及び住所（法人の場合は名称と所在地）
- ③ 第三者が個人情報を取得した経緯
- ④ 提供を受ける対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項
- ⑤ 提供を受ける情報の項目
- ⑥ 対象者の同意を得ている旨（法人ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第十四章 情報開示等

第14条 この会は、個人情報データベースに記録されている本人から、当該本人が識別される個人情報の開示、利用の停止、追加及び削除を求められたときは、法に定める範囲でこれに応じる。

第十五章 漏えい時等の対応

第15条 取扱者は、個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに会長に報告する。

第十六章 研 修

第16条 この会は、役員及び取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱に関する留意事項について周知し、適切な管理及び運用を徹底するものとする。

第十七章 苦情の処理

第17条 この会は、個人情報データベースに記録されている本人から、個人情報の取扱に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

付 則

第1条 この規定の改廃は、運営委員会で出席者の過半数の賛成による。

第2条 本規定は、平成30年5月より実施する。

令和元年5月一部改正

令和2年5月一部改正

P T A 弔事見舞金支出規定

第一章 目 的

第 1 条 にしみたか学園三鷹市立第二中学校 P T A 運営委員会の内規としてこの規定を置く。

第二章 弔事見舞金

第 2 条 本会会員の弔事見舞金に対して贈る金額は次の通りとする。

1. 死亡の場合

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 保護者 | 5,000円 |
| ② 生徒 | 5,000円
(他に花輪) |
| ③ 教員 | 5,000円
(他に花輪) |
| ④ 教員の実父母、配偶者およびその子 | 5,000円 |

2. その他（火災・事故など）

- ① 保護者・生徒・教員
教員の実父母、配偶者およびその子 …… 3,000円～5,000円
金額は状況に応じ役員で決定する。

3. この規定に定めない事項については、その都度、役員会において協議し実施する。

第三章 そ の 他

第 3 条 この規定の改廃は、運営委員会で出席者の過半数の賛成による。

第 4 条 この規定は、平成10年5月16日より効力を発する。

平成17年 1月19日一部改正
平成25年 4月26日一部改正
平成28年 5月 9日一部改正
令和 元年 5月 7日一部改正